

| 令和3年 第14回 時津町教育委員会の会議         |                 |                      |          |       |
|-------------------------------|-----------------|----------------------|----------|-------|
| 招集年月日                         | 令和3年12月1日(水)    |                      |          |       |
| 招集の場所                         | 時津町役場 本庁舎5階中会議室 |                      |          |       |
| 開・閉議日<br>時及び宣言                | 開 議             | 令和3年12月1日(水) 午後1時30分 |          |       |
|                               | 閉 議             | 令和3年12月1日(水) 午後3時07分 |          |       |
| 出欠委員の氏名<br><br>出席 4名<br>欠席 1名 | 職 名             | 氏 名                  | 出 席      | 欠 席   |
|                               | 教育長職務代理者        | 吉田三知子                | ○        |       |
|                               | 委 員             | 宮原 克也                | ○        |       |
|                               | 委 員             | 天田 明香                | ○        |       |
|                               | 委 員             | 川崎 孝敏                | ○        |       |
|                               | 教育長             | 相川 節子                |          | ○     |
| 事務局出席者                        | 教育次長            | 松園 喜秀                | 社会教育課長   | 大工園徳隆 |
|                               | 学校教育課長          | 帯山 保磨                | 教育総務課長   | 大宅 啓史 |
|                               | 学校教育相談員         | 山口由美子                | 教育総務課長補佐 | 前田 和彦 |
|                               |                 |                      | 教育総務課主事  | 前田眞由美 |
| 備<br>考                        |                 |                      |          |       |

# 会 議 日 程

開会・開議

日程第1 会議録の承認について（第13回）

日程第2 教育長報告

日程第3 報告第9号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

日程第4 議案第44号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

議案第45号 時津町立小、中学校処務規則の一部を改正する規則

議案第46号 時津町私立幼稚園教育振興費補助金交付要綱を廃止する告示

議案第47号 時津町私立幼稚園教育振興費補助金交付要綱

議案第48号 時津町奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

議案第49号 時津町就学援助規則の一部を改正する規則

議案第50号 時津町立小中学校長の勤務評価結果等に対する苦情の申立及び取  
扱いに関する実施要領及び時津町立小中学校に勤務する職員の自家  
用車の公務使用に関する取扱要綱の一部を改正する訓令

議案第51号 時津町文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

閉議・閉会

○ 前田教育総務課長補佐

本日は、相川教育長が忌引でお休みですので、教育長職務代理者の吉田委員に議事進行をしていただきます。

○ 吉田教育長職務代理者

ただいまの出席委員は4名です。定足数に達しており、委員会は成立しておりますので、令和3年第14回時津町教育委員会の会議を開会いたします。

**日程第1 会議録の承認について（第13回）**

○ 吉田教育長職務代理者

日程第1、会議録の承認について（第13回）の件を議題といたします。

会議録につきましては、事前に皆さまのお手元に届けてあると思いますので、直ちに質疑に入りたいと思います。

会議録の内容につきまして、ご質問などありませんか。

無いようですので、令和3年第13回の会議録を承認することにご異議ありませんか。

（「なし。」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、令和3年第13回の会議録を承認することに決しました。

**日程第2 教育長報告**

○ 吉田教育長職務代理者

続きまして、日程第2、教育長報告を行います。

令和3年11月11日から令和3年11月28日までの行事等への参加について、ご報告いたします。

（別紙教育長報告に基づいて報告）

ただいまの報告に対し、ご質疑等はありませんか。

無いようですので、これで教育長報告を終了します。

**日程第3 報告第9号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について**

○ 吉田教育長職務代理者

続きまして、日程第3、報告第9号、教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学についての報告を受けたいと思います。

お諮りします。報告第9号は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。従って、報告第9号は秘密会で議事進行することに決しました。本案について、事務局の説明を求めます。

なお、報告案件は審議を行いませんので質疑のみ行います。

#### 【秘密会により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。これより解除します。

#### 日程第4 議案第44号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

##### ○ 吉田教育長職務代理者

続きまして、日程第4、議案の審議を行います。

議案第44号、教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学についての件を議題とします。

お諮りします。議案第44号は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。従って、議案第44号は秘密会で議事進行することに決しました。議案第44号について、事務局の説明を求めます。

#### 【秘密会により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。これより解除します。

#### 日程第4 議案第45号 時津町立小、中学校処務規則の一部を改正する規則

○ 吉田教育長職務代理人

続きまして、議案第45号、時津町立小、中学校処務規則の一部を改正する規則の件を議題とします。

議案第45号について、事務局の説明を求めます。

○ 帯山学校教育課長

それでは、議案第45号、町立小、中学校処務規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

本議案の趣旨としましては、行政手続きにおいて必要としていた押印を廃止し、町民等の負担軽減及び利便性の向上を図るため、様式の改正を行い、また、学校の校務を支援するために、統合型学校支援システムを導入したことに伴い、必要な改正を行うものです。

まず、第1条では、町民等の負担軽減及び利便性の向上を図るため、行政的続きにおいて、これまで必要としていた押印を廃止し、様式の宛名を「時津町教育委員会」と明示するよう様式を改めること等となっております。

対象となるのは、小学校の出席簿、就学猶予（免除）願、復学届、職員の勤務報告書、着任届の5つの様式となっております。

次に、第2条では、学校の校務処理にあたり統合型校務支援システムを導入したことから、これに合わせて文言を改めるものです。

対象となるのは、卒業証書授与台帳、児童生徒の出席簿の様式、全課程修了者の報告書の3つの様式となっております。

以上で議案第45号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○ 吉田教育長職務代理人

本案について、ご質問等がありますか。

○ 宮原教育委員

今回の押印廃止後でも、まだ学校現場において印を押している書類がありますか。

○ 帯山学校教育課長

はい。法的に定められたものにつきましてはまだありますが、認印等事務処理上必要としていたものにつきましては、廃止となりました。

○ 吉田教育長職務代理人

他にご質問等がありますか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第45号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第45号、時津町立小、中学校処務規則の一部を改正する規則についての件は、原案どおり可決されました。

**日程第4 議案第46号 時津町私立幼稚園教育振興費補助金交付要綱を廃止する告示**

**議案第47号 時津町私立幼稚園教育振興費補助金交付要綱**

○ 吉田教育長職務代理者

続きまして、議案第46号から議案第47号までの2件の議案に関する審議を行います。

お諮りします。これらの議案については、類似の案件でございますので、一括して討論、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第46号から議案第47号までの議案については、一括して討論、採決を行うことに決しました。

各議案について、事務局の説明を求めます。

○ 大宅教育総務課長

それでは、議案第46号と第47号について、一括してご説明いたします。

議案第46号の資料「時津町私立幼稚園教育振興費補助金交付要綱の廃止及び制定について」をご覧ください。

「趣旨」に記載しておりますが、補助金の申請先や決定者は「時津町長」でございますが、この補助金要綱は教育委員会告示としていたため、議案第46号において、現在の要綱を廃止し、議案第47号において、新たに時津町告示として補助金の要綱を制定するものです。

「廃止する要綱と新規制定する要綱の修正内容」に4点の修正内容を記載しておりますが、文言や様式などについて軽微な修正を行うものです。

「施行期日」になりますが、現在の要綱については令和4年3月31日で廃止し、新しい要綱につきましては、令和4年度の予算に係る補助金から適用するものです。

以上で議案第46号と第47号の説明を終わります。

○ 吉田教育長職務代理者

本案について、ご質問等がありますか。

○ 川崎教育委員

要綱が変わることで、予算のでどころが変わるのですか。

○ 大宅教育総務課長  
予算科目は変わりません。

○ 吉田教育長職務代理者  
他にご質問等がありますか。  
(「なし」と呼ぶ声あり)

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第46号から議案第47号までの2件の議案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第46号から議案第47号までの2件の議案は、原案どおり可決されました。

- 日程第4 議案第48号 時津町奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則**  
**議案第49号 時津町就学援助規則の一部を改正する規則**  
**議案第50号 時津町立小中学校長の勤務評価結果等に対する苦情の申立及び取扱いに関する実施要領及び時津町立小中学校に勤務する職員の自家用車の公務使用に関する取扱要綱の一部を改正する訓令**  
**議案第51号 時津町文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則**

○ 吉田教育長職務代理者  
続きまして、議案第48号から議案第51号までの4件の議案に関する審議を行います。  
お諮りします。これらの議案については、類似の案件でございますので、一括して討論、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第48号から議案第51号までの議案については、一括して討論、採決を行うことに決しました。

各議案について、事務局の説明を求めます。

○ 大宅教育総務課長

それでは、議案第48号から第51号までについて、一括してご説明いたします。

議案第48号の資料「時津町奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の骨子」をご覧ください。

国の方では、新型コロナウイルス感染拡大の防止、デジタル時代を見据えた改革のため、行政手続きにおける押印の見直しを地方公共団体に求めています。

そこで、本町におきましても、「趣旨」に記載しておりますが、町民の負担軽減と利便性を図るため、全庁的に押印の見直しを行うものでございます。

この奨学資金貸付に係る規則を例にして申し上げますと、借用証書など印鑑証明を添えて実印が必要なものは、そのまま押印していただくようにし、それ以外の単なる届け出などにつきましては、押印を廃止するものでございます。

議案第49号から第51号までにつきましても、同様に押印の見直しを行うものでございます。

以上で説明を終わります。

○ 吉田教育長職務代理者

本案について、ご質問等がありますか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第48号から議案第51号までの4件の議案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第48号から議案第51号までの4件の議案は、原案どおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、令和3年第14回時津町教育委員会会議を閉会します。

